



ユネスコと

UNESCO & Japanese National Commission for UNESCO

日本ユネスコ国内委員会



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

日本ユネスコ国内委員会

Japanese National Commission for UNESCO



ユネスコの概要

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」
Since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defences of peace must be constructed. (ユネスコ憲章前文)

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）は、諸国民の教育、科学及び文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の共通の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。

その意思決定は2年に1回開催される総会で行われ、ユネスコの方針を決定し、事業・予算を承認するほか、執行委員会の指名に基づいて事務局長を任命します。

また58か国で構成される執行委員会は年2回開催され、日本はユネスコに加盟した翌年以來、継続して執行委員国として貢献しています。

ユネスコに加盟した国は、教育、科学及び文化の事項に携わっている主要な団体をユネスコの事業に参加させるために、国内委員会を設立することが望ましいと、ユネスコ憲章で定められています。これを踏まえ、昭和27（1952）年に、日本ユネスコ国内委員会が設置されました。

我が国では、ユネスコ設立から間もない昭和22（1947）年、ユネスコ加盟を待たずして、ユネスコ憲章の精神に共鳴した仙台の地元有志により、世界初の民間ユネスコ団体が発足しました。その後、日本各地に多数のユネスコ協会が設立され、こうした民間主導の動きにも押されて、我が国は、昭和26（1951）年にユネスコに加盟しました。これは、昭和31（1956）年の国連加盟に先立つものであり、ユネスコは、我が国が戦後初めて加盟した国連機関となりました。このように、戦争の荒廃の中、平和を求める日本国民にとって、ユネスコの存在は未来への希望であり、ユネスコへの支援は世界平和への貢献でした。

現在では、270のユネスコ協会が日本全国で活動しており、また、世界有数の1,000校を越えるユネスコスクールが国内に存在するなど、我が国のあらゆる地域で、ユネスコ活動の実践が行われています。

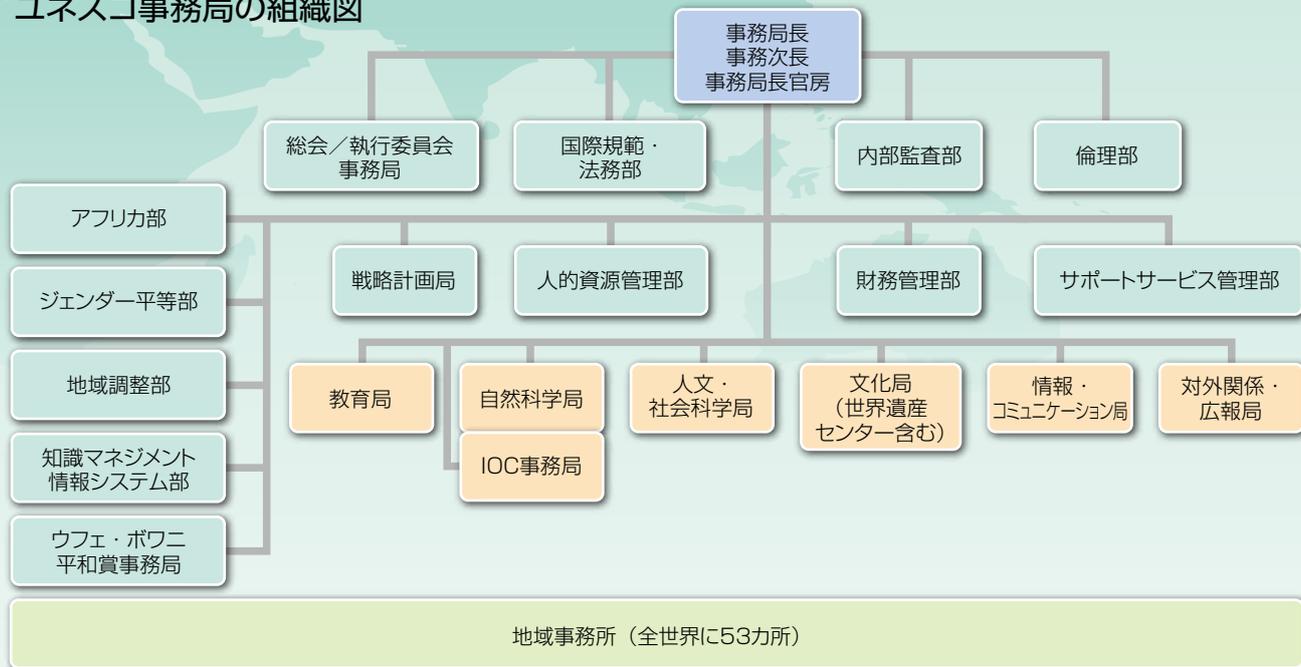


ユネスコ本部（2017年11月）



オドレー・アズレー事務局長© UNESCO/Christelle ALIX

ユネスコ事務局の組織図



平成30 (2018) 年2月現在

名称	国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)
創設等	憲章採択：昭和20 (1945) 年11月16日 創設：昭和21 (1946) 年11月4日 日本加盟：昭和26 (1951) 年7月2日
本部	パリ (フランス)
加盟国数	195か国【平成30 (2018) 年2月現在】
事務局長	オドレー・アズレー氏 (Ms. Audrey Azoulay) 任期：4年 (1期目) 2017年11月～2021年11月 (予定)



ユネスコ本部©ユネスコ



日本ユネスコ国内委員会について

日本ユネスコ国内委員会とは

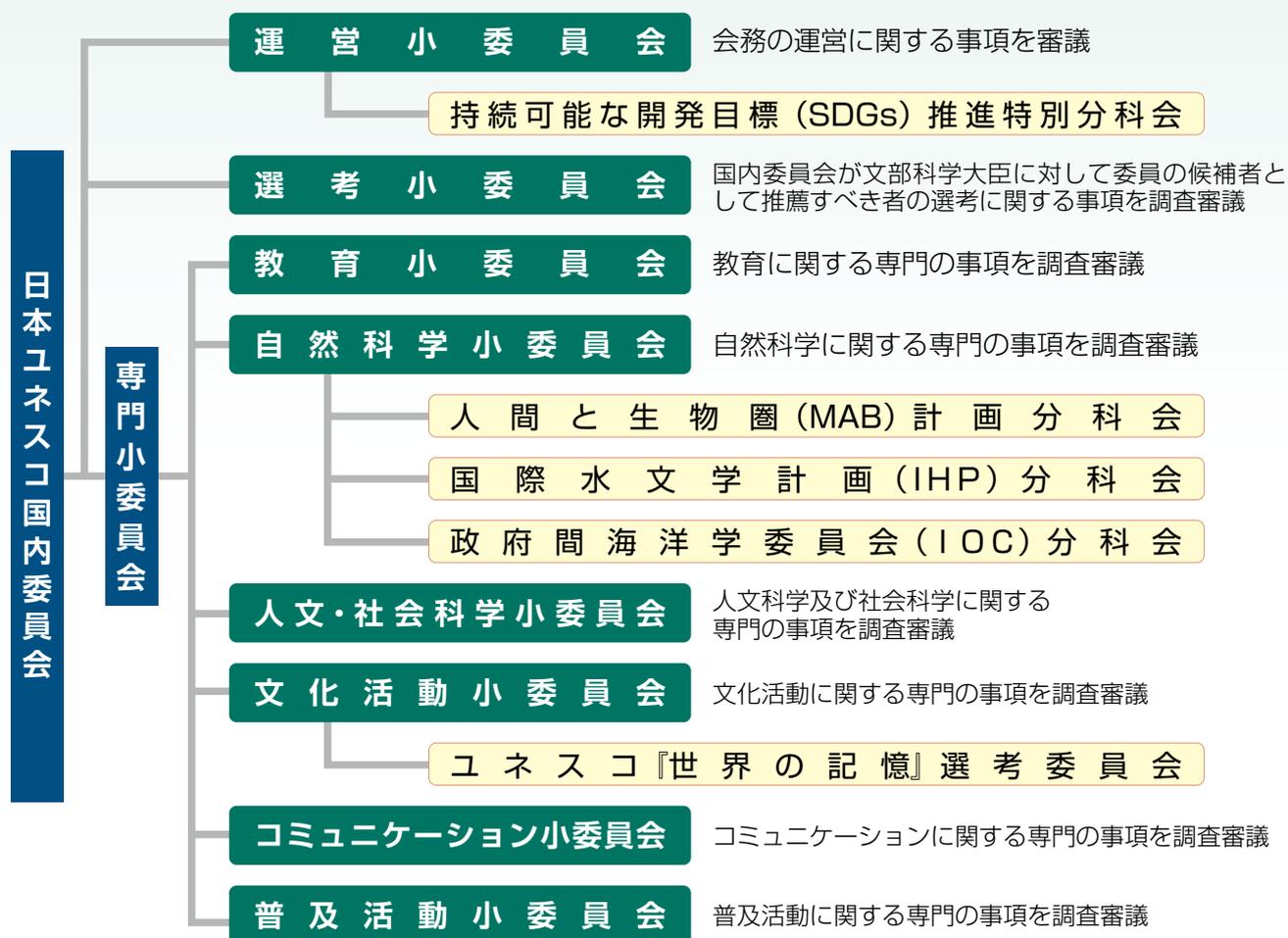
日本ユネスコ国内委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」(昭和27年法律第207号)に基づき、文部科学省に設置されている特別の機関で、教育・科学・文化の各分野を代表する者等60名以内の委員(衆議院議員、参議院議員、政府職員を除き任期3年、文部科学大臣が任命)で構成されています。また、会長1名、副会長2名を置くこととなっています。

※日本ユネスコ国内委員会はユネスコの直属の機関ではありません。

※日本ユネスコ国内委員会事務局は文部科学省国際統括官付に置かれ、事務総長は、文部科学省国際統括官が務めています。

日本ユネスコ国内委員会の組織

国内委員会の下には、委員で組織する小委員会として、運営小委員会、選考小委員会及び、専門小委員会を置くとともに、専門小委員会の運営上必要な場合、専門小委員会の下に分科会を置くことができることとなっています。各小委員会の詳細は以下のとおりです。



日本ユネスコ国内委員会の主な活動

日本ユネスコ国内委員会は、「ユネスコ活動に関する法律」に基づき、主に以下の活動を行っています。

- 我が国におけるユネスコ活動（ユネスコの目的を実現するために行う活動）に関する助言、企画、連絡及び調査
- 関係各大臣の諮問に応じて行う、ユネスコ総会における政府代表の選考、議事に関する事項、条約等の締結に関する事項等の調査審議
- 我が国におけるユネスコ活動の基本方針の策定
- 国内のユネスコ活動関係機関及び団体等との情報交換
- ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成
- ユネスコ活動に関する普及のために必要な事項の実施

これらに関する審議を行うため、日本ユネスコ国内委員会は、会長の招集により、年2回、総会を開催することとなっています。



第141回 日本ユネスコ国内委員会総会（平成29（2017）年9月12日）

日本ユネスコ国内委員会からの提言等

日本ユネスコ国内委員会では、上記の活動の一環として、以下のとおり、提言等を策定しています。詳細については、日本ユネスコ国内委員会ウェブサイト（<http://www.mext.go.jp/unesco>）をご覧ください。

- 「今日よりいいアースへの学び 持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて～学校等でESDを実践されている皆様へ日本ユネスコ国内委員会教育小委員会からのメッセージ～」
我が国が長らく推進してきたESDについて、SDGsの策定や新学習指導要領等の公示を踏まえ、関係者にとって今後のESD推進のヒントになることを目的に、日本ユネスコ国内委員会として考えをとりまとめたもの。（平成29（2017）年9月 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会）
- 「持続可能な開発のための教育（ESD）の更なる推進に向けて」（日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会報告書）
「国連ESDの10年」の成果を振り返り、それぞれの分野での課題を整理し、国際的な動向も踏まえ、我が国としてより具体的なESDの実践を推進していくための方策に関する議論を踏まえ、(1) ESDを広めるための取組、(2) ESDを深める(実践力を高める)ための取組、(3) 国際的にESDを推進するための取組に分類し、推進方策を提案している。（平成27（2015）年8月 日本ユネスコ国内委員会教育小委員会ESD特別分科会）
- ユネスコ創設70周年にあたっての提言－多様性の尊重と持続可能な社会の実現に向けて－
日本ユネスコ国内委員会会長ステートメント－
平成27（2015）年がユネスコ70周年であることにかんがみ、これからの時代のユネスコ活動がどうあるべきかについて検討し、ユネスコの新たな役割として、(1) 新しい時代の国際社会における「知的リーダー」としての役割、(2) 持続可能な社会の実現への貢献、(3) 多様性を尊重する社会の実現への貢献の3点を、会長ステートメントとしてとりまとめたもの。（平成27（2015）年7月 第137回日本ユネスコ国内委員会採択）

（平成26年度以前の主な提言）

- 多様化の時代におけるユネスコ活動の活性化についての提言（平成26（2014）年3月）
- 「サステナビリティ・サイエンス」に関するユネスコへの提言（平成23（2011）年8月）
- 持続発展教育（ESD）の普及促進のためのユネスコ・スクール活用についての提言（平成20（2008）年2月）
- 「持続可能な開発のための10年」の更なる推進に向けたユネスコへの提言（平成19（2007）年8月）
- 防災に関するユネスコへの緊急提言－今回のスマトラ沖大地震及び津波への対応に際して－（平成17（2005）年7月）
- 「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関してユネスコが策定する国際実施計画への提言（平成15（2003）年7月）
- アフガニスタンの復興に関するユネスコへの提言（平成14（2002）年3月）



我が国のユネスコ活動

教育分野

日本ユネスコ国内委員会は、ユネスコの教育分野の取組促進に向け、持続可能な開発のための教育（ESD）の国内の普及・推進に努めるとともに、国連ESDの10年（2005–2014）の提唱国として、世界をリードする取組を行っています。また、ESDの推進等を通じて、SDGsの17ゴール達成に取り組んでいます。また、高等教育段階を対象とした事業の一例として、ユニツイン／ユネスコチェアがあります。

■持続可能な開発のための教育（ESD）

我が国は、国連ESDの10年(2005–2014)を提唱して以来、ユネスコへの信託基金や、様々な国内施策を通じて、持続可能な社会の担い手づくりを育む教育であるESDの推進に取り組んでいます。具体的には、ESDの推進に資する提言の策定等を行うとともに、多様なステークホルダーの連携により、地域一体でESDを「広める」取組や、テーマを定めてESDを「深める」を図る取組を推進しています。

■ユネスコスクール

ユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。世界181か国で11,000校以上、国内では1,033校（平成30年2月時点）の学校がユネスコの認定を受けています。日本ではユネスコスクールをESDの推進拠点とし、様々な支援を通じてESDの普及・深化に取り組んでいます。

■SDGs達成への取組

SDGsの教育分野の達成に向け、ユネスコが中心的な役割を担う教育2030行動枠組みの実施に向け、我が国は様々な形で協力しています。

また、ユネスコ・バンコク事務所への拠出金を通じて、アジア・太平洋地域の教育分野でのSDGs達成に貢献しています。

■ユニツイン／ユネスコチェア

ユニツイン／ユネスコチェアは、知の交流と共有を通じて、高等教育機関及び研究機関の能力向上を目的とするプログラムです。現在、全世界で700機関以上が認定されており、希望する高等教育機関は、日本ユネスコ国内委員会を通じて申請が可能です。



ミャンマーにおける中学校段階のノンフォーマル教育施設で学ぶ生徒
© UNESCO Bangkok/Hyunjeong Lee



ユネスコエコパーク（森林セラピーツアー ©宮崎県日之影町）

自然科学・人文科学分野

日本ユネスコ国内委員会では、政府間海洋学委員会（IOC）、国際水文学計画（IHP）といった国際協力事業の推進や、エコパーク、ユネスコ世界ジオパークといった登録事業に参加しています。これらの取組を通じ、人々の生活と自然の調和や海洋・水環境の保全を推進することで、SDGs達成に貢献することとしています。

■政府間海洋学委員会（IOC）

本委員会は、国際協力により水資源の合理的管理のために科学的基礎を提供することを目的とするものです。総会は2年に一度、執行理事会は毎年開催され、我が国のナショナルコミッティであるIOC分科会の主査を中心に専門家として派遣し対応を行っています。

■国際水文学計画（IHP）

本計画は、国際協力による水資源の最適な管理のための科学的基盤の提供を目的とする事業で、我が国は36か国からなる政府間理事会のメンバーです。政府間理事会は2年に一度開催され、我が国のナショナルコミッティであるIHP分科会の主査を中心に専門家として派遣し対応を行っています。

■人間と生物圏（MAB）計画

本計画では、生物多様性の保護と持続可能な自然と人間との共生を目指す活動を推進しています。活動の一環として、ユネスコが認定する生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和に向けた実践が各地で行われています。

■ユネスコ世界ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、国際的な地質学的重要性を有する地層、岩石、地形、火山、断層などの地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業です。

文化及び情報・コミュニケーション分野

日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコ創造都市ネットワーク等の事業を通じて、文化分野に関する事業を実施するほか、ユネスコの情報・コミュニケーション局が行う「世界の記憶」事業への協力を行っています。

■ユネスコ・クリエイティブシティーズネットワーク（ユネスコ創造都市ネットワーク）について

本事業は、文学、音楽、芸術などの分野において、都市間でパートナーシップを結び、また、その国際的なネットワークを活用して、文化産業の強化による都市の活性化及び文化多様性への理解増進を図るものです。2004年の創設以降、我が国でも本ネットワークに加盟する都市が増えています。本ネットワークへの加盟を希望する都市は、日本ユネスコ国内委員会に申請を行ってください。

■「世界の記憶」

本事業は、世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とするもので、1992年に開始されました。

文化分野に関する我が国での主な取組には、上記の日本ユネスコ国内委員会における取組以外に、世界遺産と無形文化遺産に関するものがあります。

■世界の文化・自然遺産保護に関する協力

我が国は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を平成4（1992）年に批准しました。無形文化遺産の保護に関する条約については、平成16（2004）年に受託し、平成18（2006）年に発効しています。



《付録》「ユネスコ活動に関する法律」(抄)

(昭和27年6月21日法律第207号) 最終改正:平成16年6月2日法律第76号
(前文略)

第一章 ユネスコ活動

(ユネスコ活動の目標)

第一条 わが国におけるユネスコ活動は、国際連合教育科学文化機関憲章(昭和二十六年条約第四号。以下「ユネスコ憲章」という。)の定めるところに従い、国際連合の精神に則つて、教育、科学及び文化を通じ、わが国民の間に広く国際的理解を深めるとともに、わが国民と世界諸国民との間に理解と協力の関係を進め、もつて世界の平和と人類の福祉に貢献することを目標とする。

(定義)

第二条 この法律において「ユネスコ活動」とは、国際連合教育科学文化機関(以下「ユネスコ」という。)の目的を実現するために行う活動をいう。

(国外諸機関との協力)

第三条 わが国におけるユネスコ活動は、ユネスコ、国際連合及びその専門機関、ユネスコ活動に関係のある国際団体並びに諸国の政府、ユネスコ国内委員会及びユネスコ活動に関係のある団体等と協力しつつ展開されなければならない。

(国及び地方公共団体の活動)

第四条 国又は地方公共団体は、第一条の目標を達成するため、自らユネスコ活動を行うとともに、必要があると認めるときは、民間のユネスコ活動に対し助言を与え、及びこれに協力するものとする。

2 国又は地方公共団体は、民間のユネスコ活動振興上必要があると認める場合には、その助成のため、政令で定めるところにより、その事業に対し援助を与えることができる。

3 国又は地方公共団体の機関が前二項の事項を実施するに当つては、第五条の日本ユネスコ国内委員会と緊密に連絡して行わなければならない。

第二章 日本ユネスコ国内委員会

(設置)

第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会(以下「国内委員会」という。)を置く。

(所掌事務の範囲及び権限)

第六条 国内委員会は、関係各大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係各大臣に建議する。

一 ユネスコ総会における政府代表及びユネスコに対する常駐の政府代表の選考に関する事項

二 ユネスコ総会に対する議案の提出その他ユネスコ総会における議事に関する事項

三 ユネスコ総会以外のユネスコに関係のある国際会議への参加に関する事項

四 ユネスコに関係のある条約その他の国際約束の締結に関する事項

五 国の行うユネスコ活動の実施計画に関する事項

六 ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する国民の理解の増進に関する事項

七 民間のユネスコ活動に対して行うべき助言、協力及び援助に関する事項

八 ユネスコ活動に関する法令の立案及び予算の編成についての基本方針に関する事項その他ユネスコ活動に関し必要な事項

2 前項の規定による国内委員会に対する関係各大臣の諮問及び国内委員会の関係各大臣に対する建議は、関係各大臣が文部科学大臣以外の者であるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 国内委員会は、わが国におけるユネスコ活動の基本方針を策定するものとする。

4 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、国内のユネスコ活動に関係のある機関及び団体等並びに第三条の機関及び団体等と必要な連絡を保ち、及び情報の交換を行う。

5 国内委員会は、ユネスコ活動に関する調査並びに資料の収集及び作成を行う。

6 国内委員会は、集会の開催、出版物の頒布その他ユネスコの目的及びユネスコ活動に関する普及のために必要な事項を行うことができる。

7 国内委員会は、ユネスコ活動に関し、地方公共団体、民間団体又は個人に対して必要な助言を与え、及びこれに協力することができる。

(第七条・略)

(構成)

第八条 国内委員会は、六十人以内の委員で組織する。

(委員の任命)

第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。

- | | | |
|---|---------------------------|-----|
| 一 | 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者 | 十八人 |
| 二 | 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者 | 十二人 |
| 三 | 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者 | 十二人 |
| 四 | 学識経験者 | 七人 |
| 五 | 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 | 四人 |
| 六 | 参議院議員のうちから参議院の指名した者 | 三人 |
| 七 | 政府の職員 | 四人 |
- 2 委員の選考の基準について必要な事項は、政令で定める。

(委員の任期等)

第十条 委員（衆議院議員、参議院議員及び政府職員たる委員を除く。以下本条第二項及び第十一条第一項において同じ。）の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

- 2 委員は、再任されることができる。
3 委員は、特別職とする。

(第十一条・略)

(会長及び副会長)

第十二条 国内委員会に会長一人及び副会長二人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選に基づき、文部科学大臣が任命する。
3 会長は、会務を総理し、国内委員会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名したいずれかの一人が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(小委員会)

第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。

- 2 運営小委員会は、会務の運営に関する事項を審議する。
3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。
4 専門小委員会は、各専門の事項ごとに置き、それぞれ専門の事項を調査審議する。
5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門小委員会に、委員以外の者を調査委員として置くことができる。
6 前四項に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(第十四条～第十九条・略)

(附則・略)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

(昭和31年6月30日法律第162号)最終改正：平成29年5月17日法律第29号

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(一～十四・略)

- 十五 ユネスコ活動に関すること。

(十六～十九・略)

日本ユネスコ国内委員会広報大使について

日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコの理念やユネスコ活動について、より多くの方により分かりやすく知っていただくことを目的に、「日本ユネスコ国内委員会広報大使」を任命しています。

■日本ユネスコ国内委員会広報大使（平成30-31年度（2018-19））



さかなクン
魚類学者



平野啓子さん
語り部・かたりすと



末吉里花さん
エシカル普及活動家

ユネスコ活動についての問合せ先

• ユネスコの組織と個々の事業について

UNESCO [ウェブサイト](http://www.unesco.org) <http://www.unesco.org>

• 我が国のユネスコ活動について

日本ユネスコ国内委員会事務局（文部科学省内）

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111（内線 2558 文部科学省国際統括官付）

<http://www.mext.go.jp/unesco> e-mail: jpnatcom@mext.go.jp

Facebook <http://www.facebook.com/jpnatcom>

※日本ユネスコ国内委員会は、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関であり、ユネスコの直属の機関ではありません。そのため、ユネスコの実施している個々の事業並びに個々のデータや事実関係等についてのお問合せにはお答え出来ない場合がございますので、ご了承ください。

• 持続可能な開発のための教育（ESD）について

ESDポータルサイト <http://www.esd-jpnatcom.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/esd.jpnatcom>

• 地方公共団体のユネスコ活動について

各都道府県・政令指定都市教育委員会

平成30（2018）年4月 作成
発行 日本ユネスコ国内委員会